

【障害福祉】サービス種別ごとの計画等の策定及び委員会等の実施回数一覧表

令和6年3月 長崎市福祉部福祉総務課指導監査係作成

項目	確認事項	対応内容	サービス種別																			実施頻度	備考					
			居宅介護	重度訪問介護	同行介護	行動支援	療養介護	生活介護	短期入所	自立訓練（機能訓練）	自立訓練（生活訓練）	就労移行支援（A型）	就労継続支援（B型）	就労定着支援	自立生活援助	共同生活援助	指定障害者支援施設	地域移行支援	地域定着支援	計画相談支援	障害児相談支援			児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援	
非常災害対策について	非常災害（火災及び自然災害）に関する具体的計画	計画の策定																										
		防災訓練の実施																										年2回以上
虐待の防止について	虐待の防止のための対策	検討委員会の開催																									年1回以上	委員会未開催の場合はR6.4.1から虐待防止措置未実施減算適用
		指針の整備	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		※作成することが望ましい
		研修の実施																									年1回以上	研修未実施の場合はR6.4.1から虐待防止措置未実施減算適用
		担当者の設置																										担当者未設置の場合はR6.4.1から虐待防止措置未実施減算適用
身体拘束等の禁止について	身体拘束等の適正化のための対策	検討委員会の開催																								年1回以上	委員会未開催の場合は身体拘束廃止未実施減算適用	
		指針の整備																									指針未整備の場合は身体拘束廃止未実施減算適用	
		研修の実施																								年1回以上	研修未実施の場合は身体拘束廃止未実施減算適用	
衛生管理等について	感染症の予防及びまん延の防止のための対策	検討委員会の開催																								①6月に1回以上 ②感染症流行時等随時	R6.4.1から義務化	
		指針の整備																										
		研修の実施																								年1回以上		
		訓練の実施																								年1回以上		
	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策	検討委員会の開催																								①3月に1回以上 ②感染症流行時等随時		
		指針の整備																										
		研修の実施																								年2回以上		
		訓練の実施																								年2回以上		
業務継続計画の策定等について	業務継続計画	計画の策定																									R6.4.1から義務化 計画未策定及び必要な措置を講じていない場合業務継続計画未策定減算適用	
		研修の実施																								年1回以上 年2回以上		
		訓練の実施																								年1回以上 年2回以上	※「感染症の予防及びまん延防止のための指針」及び「非常災害に関する具体的計画」を策定している場合は、R7.3.31まで減算を適用しない。	
安全計画の策定等	安全計画	計画の策定																									R6.4.1から義務化	
		研修の実施																								年1回以上		
		訓練の実施																								年1回以上		
		保護者に対する安全計画に基づく取組内容等の周知																										
自動車を行く場合の所在の確認	障害児を送迎する際の所在の確認	所在の確認																									R6.4.1から義務化	
		見落とし防止装置（フザー等）の設置																										

○ … 義務となっているもの △ … 義務ではないが、対応することが望ましいもの